

木更津市福祉有償運送運営協議会議事録

日時 平成26年2月5日(水)午後2時00分から
場所 木更津市民総合福祉会館 2階 教養室
出席者 委員 高橋 巧(2号委員)
平柳 彰司(2号委員)
池田 和弘(5号委員)代理 清家 裕之運輸企画専門官
後藤 勝見(6号委員)
西山 信男(8号委員)
佐々木奈美(8号委員)
竹内喜久夫(9号委員)
事務局 三上 一敏(社会福祉課長)
井口 恵一(障害福祉課長)
齊藤 良二(高齢者福祉課長)
半澤 隆(社会福祉課主幹) / 司会
鶴岡 美和(社会福祉課主査) / 書記
三平 綾乃(高齢者福祉課事務員) / 書記

【議事内容】

司会進行 本日は、公私ともご多忙中のところ、ご出席をいただきましてありがとうございます。只今から、「木更津市福祉有償運送運営協議会」を開会いたします。この協議会につきましては、「木更津市審議会等の会議の公開に関する条例」第3条に基づき公開することとなっておりますので、ご了承ください。なお、本日の傍聴人はおりません。

本日、国土交通省関東運輸局、池田首席運輸企画専門官の代理として、清家運輸企画専門官が出席されておりますので報告いたします。

続いて、議長についてですが、木更津市附属機関設置条例第6条第1項の規定によりまして、議長を会長にお願いすることになっておりますので、西山会長に議長をお願いしたいと思います。西山会長には、議長席で進行をお願いいたします。よろしく願いいたします。

(西山会長 議長席に着席)

議長 中核地域生活支援センター、きみつ福祉ネットの西山でございます。会長

が議長を務めるという規定となっているとのことですので、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の運営協議会の開催にあたり、玉造委員様より、事前に他の公務のため、欠席の連絡がございましたので、ご報告をいたします。

議事に入る前に委員の定足数を確認をさせていただきます。本日の出席委員数は、委員9名中7名であり過半数を超えております。よって、木更津市附属機関設置条例第6条第2項の規定により、会議は成立いたしました。

次に、議事録署名人の指名についてですが、私の方から指名させていただきます。2号委員の高橋委員と9号委員の竹内委員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、議題に入らせていただきますが、議題の進め方について、説明させていただきます。まず議題（1）移動制約者の現状と福祉有償運送の必要性について事務局より説明を求めます。その後、質疑を行います。続いて、議題（2）につきましては、道路運送法第79条の6第1項に基づく、自家用自動車の有償運送の有効期間の更新の登録をしようとする法人4団体からの福祉有償運送の登録更新申請書（案）について協議を行います。続けて、議題（3）の道路運送法第79条の2に基づく自家用自動車の有償運送の新規の登録をしようとする医療法人、1法人からの福祉有償運送の登録申請書（案）について、協議を行います。議題2の採決は、議題3の協議が済んだ後に議題2、議題3と続けて採決を行いたいと思います。

それでは、議題（1）移動制約者の現状と福祉有償運送の必要性について、事務局から説明を求めます。

事務局 社会福祉課の半澤と申します。皆様には、ご多忙中、お集まりいただきありがとうございます。

本日は、平成23年2月に行われた運営協議会において協議が整い、千葉運輸局から自家用自動車有償運送の登録を受けた4団体がこの3月に登録の有効期限を迎えるため、登録の更新についての協議と、今回新たに自家用自動車有償運送の登録を受けようとする1団体についてご協議をお願いします。

私から、お配りした資料について説明します。資料1は本協議会の委員名簿でございます。任期は、平成27年2月24日まででございます。資料2から資料5は、国土交通省からの通知文の写しになります。登録の更新に係る処理方針については資料2に記載されております。更新登録については資料2の10ページから11ページにあります。また、新たな登録については、3ページから6ページにございますのでご参考に願います。資

料6から資料8は各種データとなっておりますので、ご参考願います。また、今回更新登録の申請のあった4団体及び、新たな登録申請のあった1団体とも、各団体が説明に入る前にその都度お配りいたします。以上お配りした資料の中で、足りないものがございましたら、お声をおかけください。

最後に資料1から資料8は会議終了後、お持ち帰りいただいてもかまいませんが、団体からの申請書（案）及び添付資料については、事務局で回収いたしますので、ご了承くださいませよう、お願い申し上げます。以上簡単ですが事務局から運営協議会についての説明を終わります。

事務局 高齢者福祉課長の齊藤でございます。「木更津市における移動制約者の状況、福祉移送サービスの現況、高齢者、障害者等の今後の動向」を説明させていただきます。

まず、本市における移動制約者の状況でございますが、資料の28ページになります。平成24年度末で要支援・要介護認定者及び身体障害者などの方が11,651人、本市人口の8.9%になっております。内訳といたしまして、要支援・要介護認定者が4,665人、身体障害者などの方が6,986人となっております。これらの方々すべてが移動に介助等を必要とするとは言い切れませんが、移動にあたり何らかの制約がある状況にあると考えております。

次に、福祉移送サービスの現況でございますが、資料の29ページになります。市の事業といたしまして、木更津市福祉タクシー事業と福祉車両の貸し出し事業を行っております。福祉タクシー事業は、重度心身障害者で身体障害者手帳の1・2級及び療育手帳A-2以上の方々タクシーを利用する場合に、乗車料金のうち710円を限度に運賃を助成する制度でございます。一人当たりタクシーチケットを1か月あたり2枚、年間24枚を交付しております。じん臓機能疾患で人工透析の方は、2倍の48枚を交付しております。利用状況は、平成22年度8,539枚、23年度8,357枚、24年度は8,508枚でございました。

また、福祉車両の貸し出し事業ですが、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方及び65歳以上の歩行困難な方に対し、リフト付きワゴン車を1回の貸付期間について3日以内として、無償で貸し出しを行っているところでございます。貸し出しの実績でございますが、22年度では、25件／延57日、23年度では、35件／延76日、24年度では、15件／延23日の利用となっております。

次に、本日の福祉運送運営協議に関係いたします福祉有償運送の状況でござ

ざいますが、資料の30ページになります。現在、5団体が協議会の合意を得、国土交通省関東運輸局千葉運輸支局で登録を受けております。5団体では、福祉車両20台で、会員352人に対し、平成24年度で延べ4,087人の運送実績となっております。この他に、木更津市では現在、タクシー事業者1社が平成13年2月から福祉移送サービスの提供を始めております。平成24年度末の実績で契約者710人に対し、延べ輸送実績として障害者自立支援対象者等が67人、介護保険適用者が926人の利用となっております。本市において移動に制約をうけている方々11,651人に対し、移送サービスを受けている会員、契約者は1,062人、9.1%でございます。移動制約者に対する輸送の確保という観点で、移送サービスの選択の幅を広げ、高齢者や障害者の個々のニーズに応えるための供給は必要と考えております。

最後に、高齢者、障害者等の今後の動向でございますが、本市の65歳以上の高齢者は、25年4月1日現在の人口131,760人のうち31,613人と前年と比べ1,513人増えており、高齢化率は24.0%でございます。今後の高齢化率の見込みでございますが、平成27年には、本市では27.0%、県は、26.2%に達すると見込まれ、着実に高齢化が進むものと考えております。また、障害者についてでございますが、障害者自立支援法の推進により施設入所から地域移行への考え方が示されておりますので、今後とも人口の高齢化や社会環境の変化に伴い、増加が予想されます。障害者の外出機会も増えていく中、福祉移送サービスの充実が欠かせないものと考えております。

以上のような状況から、本市におきましては、公共交通機関、特にタクシー事業者や登録されている事業者様には、福祉有償運送に関しましてご尽力いただいているところでございますが、『移動制約者に対し、安全にお客様の利便の確保ができる様』移送サービスの充実は引き続き必要と考えておりますので、登録の更新又は、新規に向けご同意いただきたく、お願いいたします。以上で概要説明を終わらせていただきます。

議 長 ありがとうございます。只今の説明について、ご質疑等がございましたらお願いいたします。

議 長 いかがでしょうか。特にございませんか。
それでは次の議題に移ります。

○ 社会福祉法人 木更津市社会福祉協議会 入室、資料配付

議長 それでは議題（２）福祉有償運送実施団体の登録更新申請書（案）について、最初に、社会福祉法人 木更津市社会福祉協議会様よりご説明をお願いします。

社協 私は、木更津市社会福祉協議会の露崎と申します。私より、木更津市社会福祉協議会における福祉有償運送事業の概要をご説明させていただきます。

当協議会は、潮見２丁目９番地、木更津市民総合福祉会館の１階に事務所を構えて本事業を展開しております。福祉有償事業の現状でございますが、当協議会では、在宅ケアサービスの一環といたしまして、福祉有償運送事業を展開しているところでございます。平成１８年３月に関東運輸局千葉運輸支局長より有償運送許可を頂き同年４月より事業を実施しております。この事業は、要支援者、身体障害者等の移動制約者に対して十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合において実費の範囲内で、また、営利とは認められない範囲の対価によって乗車定員４、５人乗りの福祉車両３台を使用して、利用会員に対して行うドア・ツー・ドアの個別移送を実施しております。１月末現在、４名の方が会員登録をしております。平成２５年４月から２６年１月までの１０ヶ月の利用状況でございますが、利用は、３名の登録会員が利用しております。

運行回数は１月末時点で、６０回月６回程度の運行となり、これに伴う対価は、１１２，７００円となります。この運行に伴う、福祉車両３台の運行距離は、１，３７７キロ月平均１３７．７キロを走行している計算になります。１月末現在の運転協力者は、２名であり運転免許の内訳は、普通一種免許保持者が２名で、この運転者は、福祉有償運転者講習を受講済です。以上で当協議会の福祉有償運送事業について説明をさせていただきました。

議長 ありがとうございました。只今の社会福祉法人 木更津市社会福祉協議会様の説明について、ご質疑ございましたらお願いいたします。

池田委員代理 ４月から消費税が改訂されますが、今の運賃を変更する予定はありますか。

社協 現状ではありません。

竹内委員 資料７はそちらで作ったものではないと思いますが、資料７を見ますと

会員合計が14人になっているのですが、先ほどの説明で4人とのことで4人しかいないのですか。

社 協 ご説明させていただきます。木更津市社会福祉協議会では、訪問介護事業所をやっております。そのなかで、介護保険の報酬といたしまして、乗降介助というものがございます。この14名のうち10名の方につきましては、介護保険の要介護認定を受けている方なんですけれども、去年の9月に乗降介助のほうを中止をするということで、登録したままの状態です。運輸支局のほうに報告してあります。純粹に移送サービスの方が4名ということで、現状は4名の方を対象に移送サービスを展開しているところでございます。

議 長 その他ございますか。ないようですので、社会福祉法人 木更津市社会福祉協議会様の有効期間更新申請書（案）の協議を終了とさせていただきます。協議結果につきましては、事務局から通知させていただきます。ご苦労さまでした。

（社会福祉法人 木更津市社会福祉協議会 退室）

○ 社会福祉法人 長須賀保育園 入室、資料配布

議 長 次に、社会福祉法人 長須賀保育園様よりご説明をお願いいたします。

長須賀保育園 本日は、木更津市福祉有償運送運営協議会を開催していただきありがとうございます。私は社会福祉法人 長須賀保育園、柳瀬と申します。本日の運営協議会における、福祉有償運送に対する申請内容を説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、説明に移らせていただきます。まず、2ページ目の資料「自家用有償旅客運送の更新登録の申請」を開いてください。1番から5番までは、記述のとおりです。次のページの6番目、使用車両についてですが、全て当法人が所有する車両であります。車いす対応車両が2台、うち1台が軽自動車です。このほか1台が回転シート車で、車両3台を使用してサービスを提供していきたいと考えています。7番目は記載のとおりとなります。続きまして、4ページから11ページまでは法人の定款となります。定款の第1条には法人が実施する福祉事業の定義を記載しておりますので、簡単な事業概要のみ説明します。まず、第一種社会福祉事業とし

て軽費老人ホーム ケアハウスグリーンパレスの経営を行っております。こちらは50名定員の入所施設となっております。第二種社会福祉事業として長須賀保育園、ゆりかご保育園、2園の保育所経営、また一時預かり事業、放課後児童健全育成事業を行っております。また、老人の通所介護事業、訪問介護事業、居宅介護支援事業、地域包括支援センターの経営を行っております。福祉移送につきましては、これらのサービス等と連続してまたは一体として、要介護者の福祉移送を実施していこうと考えております。

続きまして、12ページから16ページまでは履歴事項全部証明書、法人の役員名簿、宣誓書となりますので参照していただけたらと思います。

続きまして、17ページをお開きください。こちらは予定している運転者名簿になります。第2種運転免許の所持者が3名、第1種の所持者が3名、計6名の運転手を予定しております。次のページからは、運転免許証の写しと第2種運転免許を有しない者のケア移送サービスにかかる講習を修了したことを証する書類を添付しておりますので、ご覧いただければと思います。

続きまして、23ページは運転管理責任者の就任承諾書となっております。

続いて、24ページ、こちらは運行管理体制の書類となっております。運行管理体制としましては、長須賀保育園の理事長を代表者としまして、運行管理責任者、整備管理責任者を配置します。運行管理、整備管理に係る指揮命令系統及び事故処理連絡体制は記載のとおりです。事故処理の連絡体制として万一事故がおきた場合、運転者から警察、運行管理責任者へ連絡し、運行管理責任者から代表者、警察、行政、千葉運輸支局へ連絡をとる形をとります。苦情処理の連絡体制ですが、責任者は団体の理事長、担当者には訪問介護事業所のサービス提供責任者がつきます。寄せられた情報については、運行管理責任者にもあげられますが事業を利用する会員により近い者を担当者に据えることが利用者サイドからすると有益だという考えのもとでこのような配置にしております。

続きまして25ページは、自家用有償旅客運送登録証の写しとなります。26ページから28ページまでは旅客者の名簿となっております。平成25年12月末の会員数は51名です。

続いて29ページですが、身体状況等の会員数になります。要支援の認定者数が5名、要介護の認定者が46名、あわせて51名となっております。30ページから35ページまでは、車検証や任意保険証の写しとなっておりますので参照していただけたらと思います。36ページの運行管理

マニュアルをご覧ください。運行管理業務については、記載されております内容について忠実に実施したいと考えております。

次の37ページの整備管理業務につきましては、日常点検や定期点検整備、また点検整備の記録及び保管の管理を徹底します。事故に関する対応としまして、先ほど連絡体制等を説明しましたが、車両運行中に万一事故が発生した場合の対応事項については、次のとおり周知をはかるということで5つほど記載しております。この内容に基づきまして、対応できるよう事前の研修を行い、徹底できるように対応していきたいと思っております。

最後のページになりますが、こちらは利用料金表となっております。運送料金につきましては、初乗り運賃5kmまでが500円、それ以降は走行1kmあたり100円の加算となります。以上で提出した資料の説明をおわらせていただきます。ありがとうございました。

議 長 ありがとうございました。只今の社会福祉法人 長須賀保育園様のご説明について、ご質疑ございましたらお願いいたします。

池田委員代理 利用料金表について教えていただきたいのですが、4月の消費税改正に伴って料金の変更をされる予定はありますでしょうか。

長須賀保育園 法人内でも検討したのですが、このまま据え置きということで実施していこうと考えております。

池田委員代理 消費税を加味した料金に変えたいという場合は、また協議会での議決が必要になります。

長須賀保育園 はい、わかりました。

議 長 その他ございますか。よろしいですか。それでは 社会福祉法人 長須賀保育園様の有効期間更新登録申請書（案）の協議を終了とさせていただきます。協議結果につきましては、事務局から通知させていただきます。ありがとうございました。

（社会福祉法人 長須賀保育園 退室）

ONPO法人 たすけあい虹 入室、資料配布

議 長 次に、NPO法人たすけあい虹様よりご説明をお願いいたします。

たすけあい虹 お配りしました資料に自己紹介をつけといたんですけれども、平成5年にたすけあい虹は主婦の有志によって設立しまして、平成12年にNPO法人化しまして、昨年20周年を迎えました。輸送は、介護保険と障害者総合支援・虹サービスの利用者様に登録会員となっていただきまして、運送サービスを提供しています。有償車両1台でヘルパー兼ヘルパー運転手が行っております。現在の利用者数は、有償運送17名です。利用の目的は、通院が90%、お買い物が10%の割合になっております。料金は会社が設定したものと違いはありません。あとは添付した資料どおりになっております。

議 長 運行体制等については何かご説明することはございますか。

たすけあい虹 組織の運行管理責任者がおりまして、運転手が7名おります。ご利用者様は17名の方が会員登録していただきまして輸送にあっております。現在は軽自動車1台で運営しておりまして、1台をご希望の通院とか買い物、曜日によって介護の方のご利用者様を中心に通院、買い物をご希望に合わせて運営しておりますので、実際はヘルパーが運転手も兼ねておりますので、7人の運転手が登録しております。その7人の誰かが空いている時間にご希望する方の時間に合わせて、通院、買い物に行っている状況です。

議 長 よろしいですか。只今、たすけあい虹さんの方からご説明をいただきました。資料様式にのっとして添付がされておりますが、ご質問の方いかがでございますか。

池田委員代理 利用料金表のことで教えていただきたいのですが、これは当初からこの料金でということなのでしょうか。

たすけあい虹 はい。

池田委員代理 4月に消費税改正があるかと思いますが、その際この料金を変更する予定はありますか。

たすけあい虹 今のところございません。

池田委員代理 わかりました。もし変える場合には、また協議会にかける必要がありますのでご注意ください。

たすけあい虹 はい、わかりました。

議 長 その他にございますか。よろしいですか。ないようですのでNPO法人たすけあい虹様の有効期間更新登録申請書（案）の協議を終了とさせていただきます。協議結果につきましては、事務局から通知させていただきます。今日はありがとうございました。

（NPO法人 たすけあい虹 退室）

○ 社会福祉法人 広域福祉事業会 入室、資料配布

議 長 それでは続きまして、社会福祉法人 広域福祉事業会様よりご説明をお願いいたします。

広域福祉事業会 お願いします。こちら提出させていただきました書類でございますが、前回、運輸支局の方に届けさせていただきましたのと車両の変更だけございまして、継続で福祉有償運送をお願いさせていただきたいと思えます。2枚目でございますが、自家用有償旅客運送の更新登録の書類でございます。変更になっているのは、裏側の車椅子の車両部分が3年前よりも変更になっているということでございます。定款等につきましては、最新のものを添付させていただいております。

次に、履歴事項全部証明につきましては、昨年11月の段階のをつけさせていただいております。宣誓書につきましては、私共管理者の理事長、渡邊元貴の宣誓書をつけさせていただいております。様式3号に添付すべきものとしまして、今の2号様式の次に利用料金表、こちらの方をつけさせていただきました。こちらの方は、前回の申請の料金と変わってございません。

次に、自動車の登録簿でございます。こちらの方の登録につきましては、2台ほど車が廃車になって新しく入れたものとの入れ替えでございます。その部分のほかは変更ございません。その裏、車検証の方が11台分ですね、付けさせていただいております。

次に、様式第4号の運転者の方でございますが、こちらの方も新たにと

りました者が3名ほど追加になっております。こちらの部分、修了証明あるのでございますが、1人セダンのもので無いんですけども、仲居亜利砂、証明書の2枚目の裏側でございまして、介護福祉士をとっておりますので修了証がございません。そのほかはリフト車、セダンの講習を受けさせていただいております。次にそれらの免許証のコピーでございまして。様式5号につきましては、運行管理の責任者といたしまして私共の理事長の渡邊元貴の就任承諾書をつけさせていただいております。次のページが、安全運転管理者証、渡邊元貴のものでございます。

次のページ様式第6号、こちらは私共広域福祉事業会の管理体制の部分でございまして。次のページ、旅客名簿になりますけれども、現在は特養に入所等ございまして、29名様を対象となっております。次が、自家用有償旅客運送登録証のコピーでございまして。3月26日までの有効期間のものになります。次のページ、保険関係の書類ですが私共、全部で車が30数台あるためフリート契約でございまして。それぞれ個々の保険証の写しをつけております。保険証の次が宣誓書でございまして。

次のページ、中郷会の規則で前回提出したものと内容は変わってございませぬ。次のページは契約書になります。次のページに別表として、運行管理、事故処理の連絡体制、苦情処理の体制を契約書に添付しております。次のページが運行管理マニュアルでございまして、これに基づきまして運行を行っております。以上、申請書類一式でございまして。

議 長 ありがとうございます。只今の社会福祉法人 広域福祉事業会様のご説明について、ご質疑ございましたらお願いいたします。

池田委員代理 利用料金のことで教えていただきたいのですが、4月に消費税改正があるかと思いますが、その際この料金を変更する予定はありますでしょうか。

広域福祉事業会 変更の予定はございません。と言いますのは、契約書にも書いてございましてが郵便の為替を使っております。500円単位の為替を使っているのでお客様の利便性を考えて、今のところ変える予定はございません。

池田委員代理 今後変更される場合は、また協議会にかける必要があります。

広域福祉事業会 はい、わかりました。

議 長 その他ございますか。ないようですので社会福祉法人 広域福祉事業会

様の有効期間更新登録申請書（案）の協議を終了とさせていただきます。協議結果につきましては、事務局から通知させていただきます。ありがとうございました。

（社会福祉法人 広域福祉事業会 退室）

議 長 以上で、議題（２）福祉有償運送実施団体の登録更新申請書（案）について協議が終了しましたが、採決は、議題３の協議が終了した後に、行いたいと思います。

○ 医療法人 成亮会 リビングサポート木更津 入室、資料配布

議 長 続きまして、議題（３）福祉有償運送の登録申請書（案）について医療法人 成亮会 リビングサポート木更津様よりご説明をお願いします。

成 亮 会 本日はお忙しい中運営協議会を開催いただきましてまことにありがとうございます。私は、医療法人 成亮会 リビングサポート木更津訪問介護事業所管理者の鈴木智香、リビングサポート木更津居宅介護支援事業所管理者の松本と申します。よろしく願いいたします。

はじめに私共の法人のご紹介をさせていただきます。昭和５８年に木更津市東中央に津田医院を開院し、平成５年に「医療法人成亮会」としてこれまで地域にお住まいの多くの高齢者の健康を支えて参りました。超高齢化社会が到来するにあたり、高齢者の生活を支援するために、保健・医療・福祉サービスを総合的にサポートする機関として、平成２５年木更津市永井作においてサービス付き高齢者向け住宅「リビングサポート木更津」「リビングサポート木更津訪問介護事業所」・「リビングサポート木更津居宅介護支援事業所」を開設いたしました。

当法人の特徴としまして、地域包括ケアシステムを導入し、地域の病院・薬局・訪問歯科・配食サービス・グループホームや特別養護老人ホーム等の連携により、住み慣れた地域で安心して生活できるように取り組んでおります。現在、サービス付き高齢者向け住宅では、入居者ほぼ全員の方が介護保険の認定を受けており車椅子を使用されている方が多く、病院受診には送迎が必要な状態です。

また、地域にお住まいの方においても高齢のご家族が病院に送迎している現状であり、介護タクシーの需要は高まっています。そのため利用者様及びご家族様の身体状況や生活状況を考慮した有償運

送は、ご家族様の負担軽減につながり住み慣れた地域で安心して生活できるという地域包括ケアシステムが目指すところであるためこのたび申請いたしました。

申請内容は、木更津市在住の方を対象とした病院までの送迎であり木更津市内が発着地となります。車は、車椅子対応のリフト車一台と軽のセダン車一台を所有しておりますが、新たに車椅子対応のリフト車一台を購入予定です。運転者には安全運行の為の教育はもちろん、運送や業務記録、運行マニュアル、運転者台帳の整備を行い安全運営をめざしてまいります。説明は以上です。協議のほどよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。只今の説明について、ご質疑等がございましたらお願いします。

池田委員代理 今回、申請は車2台ということでしょうか。

成亮会 はい。

池田委員代理 輸送先は行きたいところだと思いますが、通院がメインということになりますか。

成亮会 通院のみです。

佐々木委員 対象となっている方が要介護認定の方だけですが、要支援の方は。

成亮会 要介護の方だけです。要支援の方は考えていません。

高橋委員 運転手の和田さんという方ですが、免許証の住所と名簿の住所が違うようですが。もし変更させているようでしたら、免許証の裏面の写しもつけていただけるといいですね。

成亮会 住所変更しているはずですので、確認いたします。

議長 その他ございますか。ないようですので医療法人 成亮会 リビングサポート木更津様の福祉有償運送の登録申請書（案）の協議を終了とさせていただきます。協議結果につきましては、事務局から通知させていただきます。ありがとうございました。

(医療法人成亮会 リビングサポート木更津 退室)

議 長 以上で、法人の説明と協議が、終了いたしました。採決に移りたいと思いますが、只今の高橋委員の免許書の件はどういたしましょうか。

高橋委員 住所が違うのが気になっただけですので。

議 長 それではそのまま進めさせていただきます。

竹内委員 今回、みづき会さんが更新の申請を出していないですが何か理由があるのですか。

事務局 更新の時期が他の業者さんと違うので、既に済んでいます。

議 長 はじめに、議題（２）について非営利法人による福祉有償運送、道路運送法７９条の６第１項による有効期間更新登録申請書（案）について、採決を取らせていただきます。

○社会福祉法人 社会福祉協議会の更新登録について採決

議 長 社会福祉法人 木更津市社会福祉協議会について福祉有償運送を必要と認め、有効期間更新登録申請書（案）を承認され賛成の方は挙手をお願いいたします。

○委員全員挙手

議 長 社会福祉法人 木更津市社会福祉協議会につきましては、全員賛成でありますので承認いたします。

○社会福祉法人 長須賀保育園の更新登録について採決

議 長 次に、社会福祉法人 長須賀保育園について福祉有償運送を必要と認め、有効期間更新登録申請書（案）を承認され賛成の方は挙手をお願いいたします。

○委員全員挙手

議 長 社会福祉法人 長須賀保育園につきましては、全員賛成でありますので承認いたします。

○NPO法人 たすけあい虹の更新登録について採決

議 長 次に、NPO法人 たすけあい虹について福祉有償運送を必要と認め、有効期間更新登録申請書（案）を承認され賛成の方は挙手をお願いいたします。

○委員全員挙手

議 長 NPO法人 たすけあい虹につきましては、全員賛成でありますので承認いたします。

○社会福祉法人 広域福祉事業会の更新登録について採決

議 長 次に、社会福祉法人 広域福祉事業会について福祉有償運送を必要と認め、有効期間更新登録申請書（案）を承認され賛成の方は挙手をお願いいたします。

○委員全員挙手

議 長 社会福祉法人 広域福祉事業会につきましては、全員賛成でありますので承認いたします。

議 長 続いて、議案（3）について医療法人による福祉有償運送道路運送法第79条の2による福祉有償運送の新規の登録申請書（案）につきまして、採決を取らせていただきます。

○医療法人 成亮会 リビングサポート木更津の新規登録について採決

議 長 医療法人 成亮会 リビングサポート木更津について福祉有償運送を必要と認め、新規の登録申請書（案）を承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

○委員全員挙手

議 長 医療法人 成亮会 リビングサポート木更津につきましては、全員賛成
でありますので承認いたします。

議 長 これをもちまして、非営利法人による福祉有償運送にかかる有効期間更
新登録申請書（案）及び、医療法人による福祉有償運送の新規登録申請書
（案）の採決を終了いたします。

なお、本日の決定につきましては、事務局より各福祉有償運送実施団体
へ通知を発送させていただきます。

他にございますか。ないようですので、以上をもちまして本日の議題は、
全て終了いたしました。長時間にわたり、ご協議いただきありがとうございます。
議事を終了させていただきます。

司会進行 長時間にわたりありがとうございました。以上をもちまして、「木更津
市福祉有償運送運営協議会」を閉会いたします。ありがとうございました。

議事録署名人